

様式第17の2

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行
規則第13条第7項の規定による確認申請書
(切替確認書)

年 月 日

都道府県知事 殿

郵便番号
会社所在地
電話番号
氏 名

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)第13条第6項(当該規定が準用される場合を含む。)の規定により、以下の確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請者の種別について

申請者の種別	☐ 第一種贈与認定個人事業者等	☐ 第二種贈与認定個人事業者等
認定年月日及び番号	年 月 日(号)	

2 当該贈与認定個人事業者等について

氏名					
住所					
先代事業者の相続の開始の直前における先代事業者との関係	☐ 直系卑属 ☐ 直系卑属以外の親族 ☐ 親族外				
主たる事業内容					
先代事業者の相続の開始の日	年 月 日				
当該相続の開始の日の常時使用する従業員数	人				
先代事業者の相続の開始の日の翌日の属する年の前年における特定個人事業資産等に係る明細表					
種別		内容	利用状況	帳簿価額	運用収入
有価証券				(1) 円	(10) 円
不動産	現に自ら使用しているもの			(2) 円	(11) 円
	現に自ら使用していないもの			(3) 円	(12) 円

ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	販売することを目的として有するもの			(4) 円	(13) 円
	販売することを目的としない有するもの			(5) 円	(14) 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	販売することを目的として有するもの			(6) 円	(15) 円
	販売することを目的としない有するもの			(7) 円	(16) 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産			(8) 円	(17) 円
	贈与認定個人事業者等及び特別関係者(施行規則第1条第30項に掲げる者をいう。以下同じ。)に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産			(9) 円	(18) 円
特定個人事業資産の帳簿価額の合計額	$(19) = (1) + (3) + (5) + (7) + (8) + (9)$ 円	特定個人事業資産の運用収入の合計額		$(21) = (10) + (12) + (14) + (16) + (17) + (18)$ 円	
資産の帳簿価額の総額	(20) 円	総収入金額		(22) 円	
施行規則第1条第31項第3号に規定する必要経費不算入対価等		必要経費不算入となる対価又は給与		(23) 円	
特定個人事業資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	$(24) = ((19) + (23)) / ((20) + (23))$ %	特定個人事業資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合		$(25) = (21) / (22)$ %	

3 やむを得ない事由により資産保有型事業又は資産運用型事業に該当した場合

該当した日	年 月 日
その事由	
解消見込時期	年 月頃

(備考)

- ① 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- ② 本様式における第一種贈与認定個人事業者等に係る規定は、第二種贈与認定個人事業者等について準用する。なお、本様式において「贈与認定個人事業者等」と

ある場合は、報告者の種別に合わせてそれぞれ対応する語句に読み替えるものとする。

- ③ 報告書の写し及び施行規則第13条第7項各号(当該規定が準用される場合を含む。)に掲げる書類を添付する。

(記載要領)

- ① 単位が「%」の欄は小数点第1位までの値を記載する。
- ② 「先代事業者の相続の開始の日」については、贈与認定個人事業者が有する特定事業用資産を中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「法」という。)第12条第1項の認定に係る贈与をした先代事業者のうち最も古い時期に当該贈与認定個人事業者が有する特定事業用資産を法第12条第1項の認定に係る受贈をした者に、贈与をした者の相続の開始の日を記載する。
- ③ 「先代事業者の相続の開始の日の翌日の属する年の直前の年末以前の1年間における特定個人事業資産等に係る明細表」については、申請者の随時報告基準日の属する年の前年における特定事業用資産の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されている資産の金額を記載する。
- ④ 「特定個人事業資産等」又は「運用収入」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- ⑤ 「施行規則第1条第31項第3号に規定する必要経費不算入対価等」については、申請者の特定事業用資産に係る事業に従事したことその他の事由により特別関係者が当該申請者から支払いを受けた対価又は給与のうち、所得税法第56条又は第57条の規定により、申請者の事業所得の計算上損金の額に算入されるもの以外の額を記載する。
- ⑥ 「やむを得ない事由により資産保有型事業又は資産運用型事業に該当した場合」については、その該当した日、その理由及び解消見込時期を記載する。